

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111



お知らせ
秋季全国火災予防運動
11月9日(日)～15日(土)

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止して、高齢者を中心とする死者の発生の軽減、財産の損失防止を目的としています。

消防本部では防火ポスターによる啓発や商店街の立入検査を行うとともに、事業所対抗の屋外消火栓操法大会等の行事を計画しています。
市民の皆さんには、この運動の趣旨をご理解いただき、ご家庭や自治会などで火災予

防や災害時の避難方法・避難場所などについて話し合い、安全で安心して暮らせる西条市にしましょう。

重点目標

- ①住宅防火対策の推進
- ②放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ③特定防火対象物等における防火安全対策の徹底



『火のしまっ 君がなくて 誰がする』

平成20年度全国統一防火標語

国民年金の社会保険料控除
証明書を送付します

納めていただいた国民年金保険料は、所得税や住民税の「社会保険料控除」の対象となり、申告を行うことで課税対象所得から控除されます。

申告の際には、保険料を納付したことを証明する書類を申告書に添付することが税法で義務付けられています。

このため、保険料の納付を証明する資料として「社会保険料控除証明書」(ハガキ様式)が11月上旬または来年2月に社会保険庁から送られてきます。

申告の際には、この控除証明書をご利用ください。

控除証明書の送付対象者

○11月送付対象者
今年1月1日～9月30日の間に、国民年金保険料の納付実績がある方

来年2月送付対象者

今年10月1日～12月31日の間に、その年初めて国民年金保険料の納付があった方

領収証書も大切に

保険料の納め忘れなどで納付が遅れると、控除証明書の証明額に記載されない場合があります。

あります。この場合は領収証書などで控除額を自己申告しなければなりません。
国民年金保険料の領収証書は、大切に保管しておいてください。

問合せ

- 新居浜社会保険事務所
TEL0897-35-1300
- 控除証明書専用ダイヤル
TEL0570-070-117
- IP電話用の控除証明書専用ダイヤル
TEL03-6748-8882

※控除証明書専用ダイヤルの開設期間は、11月4日(火)～平成21年3月13日(金)(平日9時～17時)です。

下水道受益者負担金・分担金の納期(旧西条市分)

11月は下水道に係る受益者負担金・分担金の納期です。最寄りの金融機関で納めてください。

対象の納期限

旧西条市賦課分
第3期 12月1日(月)

問合せ

市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係
TEL0897-52-1224

「ねんきん特別便」の回答にご協力をお願いします

詳しくは「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ

TEL0570-058-555 (市内通話料金で利用できます)

月～金曜日：9時～20時 第2土曜日：9時～17時

※IP電話・PHSからは、TEL03-6700-1144へ。

社会保険庁から「ねんきん特別便」が送付された方へ

○年金記録に「もれ」や「間違い」がないか十分にご確認をお願いします。「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も、必ずご回答ください。

「ねんきん特別便」が届いていない方は住所変更の手続きを

○「ねんきん特別便」を確実にお届けするため、住所異動の際は、住所変更の手続きを忘れずをお願いいたします。

- 問合せ 新居浜社会保険事務所 TEL0897-35-1300
- 今治社会保険事務所 TEL0898-32-6141